

松江市告示第 79 号

歩行者利便増進道路の指定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 20 第 1 項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、告示の日から 30 日間松江市都市整備部建設総務課道・緑・水辺相談室において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 7 日

松江市長 上 定 昭 仁



道路の種類	路線名	歩行者利便増進道路として指定する区間
市町村道	市道 鉄道北沿線	松江市朝日町字伊勢宮 478 番 2 地先から 松江市朝日町字伊勢宮 478 番 19 地先まで